

北御牧地区の事業所の皆様へ

北御牧地区のごみ処理変更について

●令和２年１２月１日から、北御牧地区のごみ処理について、ごみ処理施設及びごみ分別ルール等について変更を行いますので、よろしくお願いします。

【川西保健衛生施設組合の経過状況と今後の処理体制】

平成３１年３月末日をもって、川西清掃センターの可燃ごみ焼却施設が稼働停止となり、現在、北御牧地区の可燃ごみは上田地域広域連合で処理を受託し、東部クリーンセンターで焼却処理を行っています。

また、川西清掃センターの敷地内にある破碎施設及びリサイクル処理施設と不燃ごみ等の処理の今後の在り方について検討が進められ、令和２年１１月末日をもって、可燃ごみと共に不燃ごみ・資源ごみの共同処理を終了することになりました。

あわせて、川西保健衛生施設組合で作成していたごみ指定袋についても、令和２年１１月末日で製造・流通が終了となります。

令和２年１２月１日からは、北御牧地区のごみ処理の全てが、川西保健衛生施設組合を離れ、東部地区のごみ処理と同じく、上田地域広域連合の東部クリーンセンターと東御市不燃物処理施設及び生ごみリサイクル施設で処理が行われることとなります。

【ごみ分別等に関わる東御市としての基本方針】

「東御市独自のごみ減量・３Ｒ推進を目指し、市内のごみ分別ルール及び処理体系を統一することとし、原則、東部地区ルールにて、可燃ごみ・不燃ごみ・資源物・粗大ごみの全てについて変更を行うものとします。」

変更日 令和２年１２月１日～

【事業系一般廃棄物の変更に関わる事項】

【ごみの分別】

1) もやせるごみ・・・紙くず等

平成31年4月1日からの変更のとおり、単体のプラスチック（硬質プラスチック：道具系プラスチック）及び容器包装で汚れの落ちないプラスチックは、12月1日以降も、もやせるごみに含まないようにお願いします。

東御市全体の分別ルールとして、「生ごみ」の分別区分を新たに導入します。

2) 資源となる紙ごみの搬入規制・・・新聞、ダンボール、オフィス古紙、機密文書（シュレッダー処理紙含む）等

事業所から搬出される資源となる紙ごみについて、搬入規制を行っていますので、事業系紙ごみのリサイクルにご協力をお願いします。

◆もえるごみ（紙くず等）と資源となる紙ごみの分け方については、
[「事業系紙ごみの搬入規制について」](#)をご覧ください。

3) (新設) 生ごみ（厨芥類）

資源循環型社会の形成のため、「生ごみ」（厨芥類）を、リサイクル可能な有効な資源として分別し、堆肥化を行っています。

事業所の皆様には、生ごみの分別による、リサイクルに積極的な取り組みをお願いします。

◆生ごみの分け方については、[「生ごみリサイクルシステム」リーフレット](#)の「生ごみの分別」をご覧ください。

4) その他

事業所から排出されるプラスチック類等の不燃ごみは、原則、市の廃棄物処理施設での搬入及び処理は行いませんので、排出者責任のもと、適切な処理をお願いします。（産業廃棄物扱い）

【ごみ指定袋と料金】

1) もやせるごみ

事業用専用の東御市ごみ袋の使用をお願いします。

「(事業用) 燃えるごみ 東御市」 サイズ M300・S200
袋 ⇒ 橙色 (文字: 黒色)

2) (新設) 生ごみ

事業用専用の東御市ごみ袋の使用をお願いします。

「(事業用) 生ごみ専用袋 東御市」 サイズ 300
袋 ⇒ 透明 (文字: 橙色)

＜生ごみ専用袋の特性＞

東御市の生ごみ専用袋は、生分解性プラスチックを使用しており、堆肥化施設で、生ごみと一緒に処理ができるエコな資材となっています。

ただ、空気に触れると少しずつ分解が進みますので、高温多湿な場所等での保管をさけ、小量及び使い切ってからのご購入をお願いします。

詳しくは、[「生ごみリサイクルシステム」リーフレット](#)の「生ごみを専用袋に入れる」をご覧ください。

なお、原則、持ち込みでの対応をお願いします。

※既存、川西保健衛生施設組合のごみ指定袋は、令和2年11月末日をもって廃止となります。ご家庭からの排出については、経過処置として、12月1日から半年間使用を猶予しますが、事業所の皆様には、令和2年12月末までに「東御市指定袋」への速やかな切り替えをお願いします。

◆料金については、別表－1「東御市ごみ指定袋」をご覧ください。

【東部クリーンセンターでの受入】

○平成31年4月1日からの変更と同じく持ち込み（直接・運搬委託ともに）については、「東部クリーンセンター」での受付・処理となります。

- ・受入日時 ⇒ 平日の午前9時から正午、午後1時から3時まで
土日祝祭日（年末年始は別途）は、受入できません。
- ・受付後、計量を行い車両の移動及び積み下ろしについて誘導・指示を行います。
- ・「生ごみ」については、必ず指定袋を購入頂き、指定袋に入れてお持ちください。

別表－ 1

『東御市ごみ指定袋』 令和2年12月1日からのごみ指定袋と料金表

	サイズ	リットル	価格(円)	梱包(枚)	1枚当り (円)
家庭系 燃やせるごみ(赤色)	M	30	1,000	20	50.0
	S	20	700	20	35.0
	10	10	500	20	25.0
事業系 燃やせるごみ(茶色)	M	30	1,700	20	85.0
	S	20	1,300	20	65.0
容器包装プラスチックごみ(紫色)	M	35	200	20	10.0
	S	20	150	20	7.5
汚れ容器包装プラスチックごみ(緑色)	10	10	100	10	10.0
家庭系 生ごみ(橙色)		10	200	10	20.0
事業系 生ごみ(橙色)		30	350	10	35.0

※もやせないごみ(その他金属)と容器包装プラ以外のプラは、指定のごみ袋がありませんので、50ℓ程度の透明ポリ袋を使用してください。

※事業系一般廃棄物(可燃ごみ・生ごみ)については、上記「事業系」を使用してください。

(お問い合わせ先)
東御市生活環境課クリーンリサイクル係
(東部クリーンセンター内)
TEL 0268-63-6814